

会社法第 782 条第 1 項に定める備置書類  
(株式会社ヨークとの吸収分割契約について)

令和 3 年 7 月 26 日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

令和3年7月26日

会社法第782条第1項に定める備置書類  
(株式会社ヨークとの吸収分割契約について)

東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン&アイ・ホールディングス  
代表取締役 井阪 隆一

当社(以下、HD という。)と株式会社ヨーク(以下、YO という。)とは、HD を吸収分割会社としYO を吸収分割承継会社として、株式会社Peace Deli(以下、Peace Deli という。)の管理事業に関してHD が有する権利義務の一部をYO に承継させる吸収分割(以下、本件分割という。)を行う旨の吸収分割契約を令和3年7月1日に締結したので、HD は、会社法第782条第1項の定めに従い、本書面を作成する。

1. 本件分割に関する吸収分割契約の内容

別紙1に記載のとおり。

2. 本件分割の対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号)

本件分割に際しては、YO はHD に対してYO の株式その他の資産の割当てを行わないが、YO はHD の完全子会社であることから相当であると判断する。

3. 株式を吸収分割会社(HD)の株主に交付する旨の決議に関する事項(会社法施行規則第183条第2号)

該当事項はない。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第3号)

YO は、本件分割に際して、HD の新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権

に代わる YO の新株予約権を交付しない。YO は HD の完全子会社であることなどから、当該取扱いは相当であると判断する。

5. 吸収分割承継会社(YO)について(会社法施行規則第 183 条第 4 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 に記載のとおり。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はない。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はない。

6. 吸収分割会社(HD)について(会社法施行規則第 183 条第 5 号)

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はない。

7. 本件分割の効力発生日以後における吸収分割会社(HD)の債務及び吸収分割承継会社(YO)の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号)

(1) 吸収分割会社(HD)の債務の履行の見込みについて

HD の最終事業年度の末日(令和 3 年 2 月 28 日)現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 2,529,336 百万円及び 1,116,309 百万円であり、本件分割により HD から YO に承継される資産及び負債の額はそれぞれ 6,186 百万円及び 0 円(ともに本件分割に関する吸収分割契約締結日時点の見込み金額)であるため、本件分割の効力発生日(令和 3 年 9 月 1 日)前後において、HD の資産の額はその負債の額を上回る見込みである。

本件分割の効力発生日以後における HD の収益状況について予測・検討したところ、HD の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象は、現在のところ認識されていない。

その他、HD が本件分割の効力発生日以後に負担すべき債務について、その履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、いずれも現在のところ認識されていない。

以上の点を総合的に勘案した結果、本件分割の効力発生日以後においても、HD の債務について、履行期における履行の見込みがあるものと判断する。

(2) 吸収分割承継会社(YO)の債務の履行の見込みについて

本件分割により、HD から YO に承継させる債務はない。

以 上

# 別紙 1

## 吸収分割契約書

# 吸収分割契約書

株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社ヨーク（以下「乙」という。）は、甲が、株式会社 Peace Deli（以下「丙」という。）の管理事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2021年7月1日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、本件効力発生日（第5条において定義する。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、丙の管理事業（以下「本件事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を、乙に承継させ、乙はこれを承継する。

## 第2条 （当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社である甲と吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

### (1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社セブン&アイ・ホールディングス

住所：東京都千代田区二番町8番地8

### (2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社ヨーク

住所：東京都江東区青海二丁目5番10号テレコムセンタービル西棟12階

## 第3条 （承継する権利義務）

1. 甲が、本吸収分割により乙に承継させる権利義務は、本吸収分割の効力発生の直前において甲が保有することとなる丙の株式の一部（62,100株）とする。
2. 乙は、前項に定めるほか、本吸収分割に際して、甲から、資産、債務、甲の従業員に係る雇用契約その他の権利義務を一切承継しないものとする。

## 第4条 （分割対価）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、本吸収分割により承継する権利義務に代わる対価を交付しない。

## 第5条 （本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2021年9月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合、甲及び乙は、協議の上、合意により本件効力発生日を変更することができる。

## 第6条 （競業禁止義務）

甲は、本件効力発生日後においても、本件事業について競業禁止義務を負わない。

**第7条** （本契約の変更又は解除）

本契約締結日後本件効力発生日までの間に、天変地異その他の事由により甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は、本吸収分割の条件の変更を要すると認められる事情が判明したときには、甲及び乙は、協議の上、合意により本契約を変更又は解除することができる。

**第8条** （協議条項）

本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年7月1日

甲：東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン&アイ・ホールディングス  
代表取締役社長 井阪 隆一





2021年7月1日

乙：東京都江東区青海二丁目5番10号テレコムセンタービル  
西棟12階  
株式会社ヨーク  
代表取締役社長 大竹 正人



## 別紙 2

吸収分割承継会社（株式会社ヨーク）の  
最終事業年度に係る計算書類等

# 第46期 計 算 書 類 等

自 令和 2年 3月 1日

至 令和 3年 2月28日

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個 別 注 記 表
5. 計算書類に係る附属明細書

株式会社 ヨーク

代表取締役 大竹 正人

# 貸借対照表

(令和 3年 2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(15,007)	流動負債	(19,303)
現金及び預金	3,994	買掛金	9,021
売掛金	2,058	短期借入金	15
商品	3,061	リース債務	584
前払費用	846	未払金	5,315
短期貸付金	31	未払費用	1,976
預け金	1,369	未払法人税等	367
短期差入保証金	226	未払消費税等	543
未収入金	2,941	資産除去債務	0
立替金	300	賞与引当金	1,005
その他	177	役員賞与引当金	18
貸倒引当金	0	その他	456
固定資産	(52,990)	固定負債	(4,993)
有形固定資産	(37,360)	長期借入金	26
建物	14,309	リース債務	2,432
構築物	1,118	資産除去債務	860
器具備品	2,878	長期前受収益	19
土地	17,012	預り保証金	1,287
リース資産	1,801	役員退職慰労引当金	12
建設仮勘定	240	株式給付引当金	115
無形固定資産	(252)	転貸損失引当金	238
借地権	196	負債合計	24,297
施設利用権	11		
その他	44	(純資産の部)	
投資その他の資産	(15,377)	株主資本	(43,700)
長期貸付金	449	資本金	(3,000)
繰延税金資産	3,413	資本剰余金	(14,979)
長期差入保証金	8,324	資本準備金	2,000
建設協力立替金	13	その他資本剰余金	12,979
長期前払費用	402	利益剰余金	(25,720)
前払年金費用	2,756	利益準備金	250
親会社預け金	308	その他利益剰余金	25,470
その他	4	固定資産圧縮積立金	5
貸倒引当金	△ 295	繰越利益剰余金	25,465
資産合計	67,998	純資産合計	43,700
		負債及び純資産合計	67,998

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

自 令和 2年 3月 1日  
至 令和 3年 2月 28日

(単位：百万円)

	金 額	
売 上 高		182,219
売 上 原 価		130,167
売 上 総 利 益		52,052
営 業 収 入		
不 動 産 賃 貸 収 入	1,452	
そ の 他 の 営 業 収 入	32	1,484
営 業 総 利 益		53,536
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		50,282
営 業 利 益		3,253
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32	
そ の 他	20	52
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
そ の 他	7	15
経 常 利 益		3,290
特 別 利 益		
そ の 他 特 別 利 益	12	12
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	345	
減 損 損 失	866	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ る 損 失	626	
合 併 に 伴 う 損 失	522	
株 式 抱 合 せ 消 滅 差 損	142	
そ の 他 の 特 別 損 失	109	2,611
税 引 前 当 期 純 利 益		691
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	111	
法 人 税 等 調 整 額	△ 383	△ 272
当 期 純 利 益		963

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

自 令和 2年 3月 1日

至 令和 3年 2月28日

(単位:百万円)

		株 主 資 本						純 資 産 合 計
		資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
			資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
前期末残高		1,000	-	-	250	6	24,501	25,757
当 期 変 動 額	新株の発行	2,000	2,000	-	-	-	-	4,000
	合併による増加	-	-	12,979	-	-	-	12,979
	固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△ 1	1	-
	当期純利益	-	-	-	-	-	963	963
	合 計	2,000	2,000	12,979	-	-	△ 1	964
当期末残高		3,000	2,000	12,979	250	5	25,465	43,700

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 …… 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）但し、生鮮食品は最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く） …… 定額法

(2) 無形固定資産（リース資産除く） …… 定額法

(3) リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …… 従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金 …… 役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金  
または前払年金費用 …… 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生年度の翌期から、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生年度から処理することとしております。  
なお、当期は退職給付引当金が借方残高となっているため、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止し、退職時に支給することとしております。

(6) 株式給付引当金 …… 取締役株式交付規定及び執行役員株式交付規定に基づく当社の取締役及び執行役員へのHD株式給付に備えるため期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 転貸損失引当金 …… 店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の導入

連結納税制度を導入しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

5. 追加情報

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて）

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が当事業年度以後においても一定期間は残るとの仮定に従い会計上の見積りを行っておりますが、当該事象が及ぼす影響は軽微であります。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	29,765 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1) 関係会社に対する短期金銭債権	204 百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	65 百万円

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
(1) 関係会社に対する営業取引高	144 百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
株式の種類（普通株式）	2,000千株	8,000千株	—	10,000千株

2. 配当に関する事項

(1) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

令和3年5月18日開催の定時株主総会において次の決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	.....	626,100千円
② 配当金の原資	.....	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	.....	62円61銭
④ 基準日	.....	令和3年2月28日
⑤ 効力発生日	.....	令和3年5月21日



V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
減損損失額		2,879 百万円
賞与引当金		307 百万円
資産除去債務		263 百万円
繰越欠損金		229 百万円
未払費用		113 百万円
貸倒引当金		90 百万円
転貸損失引当金		72 百万円
減価償却費		76 百万円
その他		1,406 百万円
繰延税金資産小計		5,440 百万円
評価性引当額		△ 1,106 百万円
繰延税金資産合計		4,334 百万円
繰延税金負債		
前払年金費用		844 百万円
資産除去債務に対応する除去費用		51 百万円
その他		25 百万円
繰延税金負債合計		921 百万円
繰延税金資産の純額		3,413 百万円

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性、流動性及び収益性を考慮した運用を行っております。運転資金及び設備投資資金については自己資金で賄っておりますが、一時的に資金需要が発生した場合は、資金管理を行っているグループ会社から資金調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）を参照）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,994	3,994	—
(2) 売掛金	2,058	2,058	—
(3) 未収入金	2,941	2,941	—
(4) 長期差入保証金（1年内返還予定分を含む）	5,844	5,747	△ 97
(5) 買掛金	9,021	9,021	—
(6) 短期借入金	15	15	—
(7) 未払金	5,315	5,315	—

(単位：百万円)

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金 (1年内返還予定分を含む)

長期差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを  
残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を算定することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
長期差入保証金 (※1)	2,720

(※1) 長期差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「(4) 長期差入保証金」には含めておりません。

VII. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱イトーヨーカ堂	なし	経費の立替等 吸収分割による事業承継	経費等の立替	6,970	未払金	664
				事業承継 承継資産合計	14,665	-	-
				承継資産負債	1,685	-	-
親会社の子会社	㈱ヨークベニマル	なし	業務委託	経費・給与等の立替 業務委託料	22,851 29	未払金	1,647
親会社の子会社	㈱セブソン&アイ フィナンシャルセンター	なし	資金の預託・借入	資金の預託（純額）	862	預け金	1,369
				資金の借入（純額）	△ 5,250	借入金	-
				借入金利息	5	未払金	-
親会社の子会社	㈱セブソン・カードサービス	なし	電子マネー取引	電子マネーの決済に係る授受	12,494	未収入金	1,101
				電子マネーの決済に係る支払	7,191	未払金	697
親会社の子会社	㈱セブソン・フィナンシャルサービス	なし	リース取引	リース料の支払 (注1)	614	リース債務	3,017
				新規リース契約	929		

(注1) 新規リース契約のうち70百万円は株式会社イトーヨーカ堂の一部事業を吸収分割したことによりリース契約を承継しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場価格等を勘案し、交渉のうえ決定しております。

預け金に係る受取利息は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

借入金に係る支払利息は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

リース取引の取引条件については市場実勢を勘案して当事者間の交渉により決定しております。

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、残高には消費税等を含みます。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 4,370円 06銭
2. 1株当たり当期純利益 120円 41銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## XI. その他の注記

### 1. 企業結合等関係

#### (共通支配下の取引)

当社は株式会社イトーヨーカ堂から令和2年2月24日開催の取締役会において一部事業を吸収分割することにつき決議し、令和2年6月1日付で当該事業の吸収分割を実施いたしました。

#### 1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその内容  
食品館、プライスゾーンに属する事業

(2) 企業結合日

令和2年6月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社の関連会社である、株式会社イトーヨーカ堂を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割方式です。

(4) 結合後企業の名称

株式会社ヨーク

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は首都圏において食品小売業を営んでおり、同地域で同様の事業を営んでいる食品館・プライスゾーンの事業に属する事業と共同して行うことによりシナジー効果の最大化を図り、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの首都圏成長戦略の一翼を担うことを目的としております。

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準適用指針基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 2. 減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
店舗用資産	埼玉県所沢市	建物及び構築物及び器具備品	453
店舗用資産	埼玉県久喜市	建物及び器具備品	142
店舗用資産	埼玉県桶川市	建物及び構築物及び器具備品	106
店舗用資産	東京都大田区	建物及び構築物及び器具備品	96
店舗用資産	埼玉県川口市	建物及び構築物及び器具備品	33
店舗用資産	埼玉県さいたま市	建物及び構築物及び器具備品	15
店舗用資産	神奈川県大和市	建物及び器具備品	8
店舗用資産	神奈川県横浜市	建物及び器具備品	6
店舗用資産	千葉県船橋市	建物及び器具備品	4
合計			866

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。貸貸用資産、事業の用に直接供していない開発物件及び遊休資産については個別物件単位にグルーピングしております。

当期において、上記の資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を損失 (866百万円) として計上しております。

店舗用資産については、営業活動から生じる損益が2期連続継続してマイナスであると同時に短期的には業績の回復が見込まれないことから当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

店舗用資産については、当期において、退店及び建替えの意思決定をしたことから、当該店舗に係る固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算出しております。

減損損失の内訳は建物606百万円、構築物30百万円、器具備品229百万円であります。

## 3. リースにより使用する固定資産に関する注記

### オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	3,731 百万円
1年超	27,045 百万円
合計	30,777 百万円

計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物	13,430	2,488	724 (606)	1,088	14,140	19,470	33,610
	構築物	1,230	51	31 (30)	131	1,118	1,897	3,015
	器具備品	2,286	1,441	265 (229)	579	2,878	6,425	9,303
	土地	20,121	32,487	—	—	20,154	—	20,301
	リース資産	1,475	858	4	532	1,801	1,751	3,552
	建設仮勘定	162	3,707	3,630	—	240	—	240
	計	38,706	8,580	4,656 (866)	2,348	37,360	29,765	67,126
無形固定資産	借地権	158	67	—	—	196		
	施設利用権	12	—	—	1	11		
	その他	12	45	3	9	44		
	計	202	112	32	14	252		

(注) 1. 当期増加の主なものは次のとおりです。

建物	新規出店 (2店舗)	694 百万円
	店舗改装 (10店舗)	1,154 百万円
構築物	新規出店 (2店舗)	9 百万円
	店舗改装 (10店舗)	19 百万円
器具備品	新規出店 (2店舗)	287 百万円
	店舗改装 (10店舗)	839 百万円
建設仮勘定	主に新規出店に係る増加額であります。	

2. 当期増加の合併に伴う主なものは次の通りです。

建物	4,236 百万円
構築物	320 百万円
器具備品	421 百万円
土地	6,392 百万円

3. 当期減少の主なものは次のとおりです。

建物	減損 (9店舗)	606 百万円
構築物	減損 (9店舗)	30 百万円
器具備品	減損 (9店舗)	229 百万円
建設仮勘定	主に新規出店に係る減少額であります。	

4. 当期減少額のカッコ内金額は減損損失額であります。

## 2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	303	0	8	295
賞与引当金	656	1,005	656	1,005
役員賞与引当金	16	18	16	18
退職給付引当金 (△前払年金費用)	△ 2,386	335	705	△ 2,756
役員退職慰労引当金	12	-	-	12
株式給付引当金	53	62	-	115
転貸損失引当金	259	-	21	238

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
宣 伝 装 飾 費	1,756	
消 耗 品 費	1,171	
販 売 用 備 品 賃 借 料	56	
配 送 費	147	
役 員 報 酬	75	
従 業 員 給 与 手 当	20,647	
従 業 員 賞 与	2,534	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	1,005	
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	18	
退 職 給 付 費 用	335	
株 式 給 付 引 当 金 繰 入 額	62	
法 定 福 利 費	2,964	
福 利 厚 生 費	416	
教 育 採 用 費	179	
地 代 家 賃	6,868	
店 舗 管 理 費	1,547	
修 繕 費	1,078	
減 価 償 却 費	2,315	
水 道 光 熱 費	2,238	
保 険 料	30	
旅 費 交 通 費	93	
通 信 費	95	
交 際 費	2	
寄 付 金	20	
支 払 手 数 料	943	
ポ イ ン ト 付 与 費 用	558	
ク レ ジ ッ ト 手 数 料	722	
租 税 公 課	388	
外 形 事 業 税	379	
E D P 費 用	1,506	
貸 倒 引 当 金 繰 入	0	
雑 費	117	
合 計	50,282	

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)



# 事業報告

自 令和2年3月1日  
至 令和3年2月28日

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 業績全般の状況

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続いております。個人消費におきましては、持ち直しの動きが見られるものの、感染者数が再度増加傾向にあるなど、予断を許さない状況にあります。

このような環境の中、当社は、お客様と従業員の安全確保を最優先に、当社グループが基本方針として掲げる「信頼と誠実」、「変化への対応と基本の徹底」を体現し、中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現に取り組んでおります。

当社は、令和2年6月1日に株式会社ヨークマートから株式会社ヨークに商号を変更し、首都圏食品マーケットへの対応強化を目的として、株式会社イトーヨーカ堂が首都圏エリアで展開している「食品館」「ザ・プライス」の20店舗、株式会社フォーキャストがテスト展開している「コンフォートマーケット」を統合する組織再編を行いました。

当社は、商圈、競合の状況に応じて「標準型」「都市型」「価格対応型」「中・小型」と4つのフォーマットに分類し、それぞれの特徴を活かすことで、多様な商圈を持つ首都圏において、地域のお客様ニーズをとらえた「暮らし提案型」の店舗づくりを機動的に進めてまいりました。

また、高品質で効率的な商品づくり、高効率な供給体制を目指し、グループ共通インフラ活用と生鮮食品の強みを活かしたオリジナル商品の開発強化についても進めており、その取り組みを下支えする「人材育成」と「オペレーション体制」の構築も並行して取り組んでまいりました。

その結果、売上高は182,219百万円（前年同期比27.4%増）、営業利益は3,253百万円（同375.6%増）、経常利益は3,290百万円（同390.3%増）と大幅に増加しました。また、店舗に係る減損損失を866百万円、新型コロナウイルス感染症による損失を626百万円、合併に伴う損失を522百万円を計上しましたが、当期純利益は前事業年度と比べ1,999百万円増の963百万円と増収増益となりました。

#### ② 部門別の状況

（商品別売上の状況）

（単位；百万円、%）

	第44期（平成30年度）		第45期（令和2年度）		第46期（令和3年度）	
	金額	昨年比	金額	昨年比	金額	昨年比
生鮮食品	73,777	100.6	72,550	98.3	91,321	125.9
一般食品	67,070	102.2	66,548	99.2	85,235	128.1
食品計	140,847	101.4	139,098	98.8	176,556	126.9
住居衣料	3,999	94.9	3,820	95.5	4,642	121.5
テナント売上	1,373	98.2	1,305	95.0	2,193	168.0
売上値引等	△1,243	—	△1,287	—	△1,173	—
売上高	144,975	101.0	142,936	98.6	182,219	127.5

(2) 資金調達と設備投資の状況

① 資金調達の状況

運転資金及び設備投資資金については、その一部を資金管理を行っているグループ会社から調達しております。

当事業年度におきまして、令和2年5月19日付第三者割当増資により40億円の資金調達を行いました。その結果、当社の資本金は30億円、発行済株式総数は1,000万株となっております。

② 設備投資の状況

当期の設備投資総額は3,707百万円であり、その主なものは新規出店への投資、既存店の活性化への投資であります。

(3) 主要な事業内容（令和3年2月28日現在）

①食品スーパー

一都三県を出店基盤に、食料品を中心とした食品スーパーを営業しております。

(4) 主要な営業所及び使用人の状況（令和3年2月28日現在）

①主要な営業所

イ. 本店

東京都江東区青海二丁目5番10号テレコムセンタービル西棟12階

ロ. 店舗

100店舗

都・県名	店舗数	店舗名
東京	22	下板橋店・石神井店・桜上水店・中町店・東村山店・東砂店 練馬平和台店・青戸店・小豆沢店・千住店・立石店・阿佐谷店 練馬高野台店・早稲田店・王子店・石神井公園店・中野店・三ノ輪店 新宿富久店・梅島店・西新井店・西馬込店
千葉	26	勝田台店・習志野台店・谷津店・平和台店・夏見台店・成田店 花野井店・八千代村上店・野田川間南店・咲が丘店・江戸川台店 藤原店・新柏店・青葉台店・都賀店・八千代台店・東道野辺店 六高台店・花見川店・都町店・柏の葉公園店・もねの里店 鎌ヶ谷店・五香店・野田店・ちはら台店
埼玉	22	柳崎店・桶川店・入間店・入間扇台店・南元宿店・芝前川店 大宮南中野店・越谷赤山店・東岩槻店・幸手店・三室店・下前店 草加店・ラガ-テン川口店・モ-ジゅ葛蒲店・日進店・越谷花田店 北本二ツ家店・ルナテラス東大宮店・所沢花園店・小手指店 せんげん台店
神奈川	30	磯子店・富士見店・厚木妻田店・藤沢六会店・大倉山店・鴨宮店 立場店・田名店・西大竹店・伊勢原店・港北店・六浦店・妙蓮寺店 大和中央店・辻堂太平台店・秦野緑町店・厚木インター店・南毛利店 北金目店・酒匂店・南原店・東逗子店・港南中央店・戸塚深谷町店 久里浜店・伊勢原成瀬店・川崎野川店・厚木店・上大岡店・湘南台店

② 使用人の状況

性別	項目	従業員数	前期末増減比較	平均年齢	平均勤続年数
男性		1,292名	229名（増）	42才8ヶ月	14年9ヶ月
女性		475名	57名（増）	36才11ヶ月	6年11ヶ月
	合計または平均	1,767名	286名（増）	41才1ヶ月	12年8ヶ月

(注) 上記従業員の他にパートタイマー4,425名（月163時間を1名として換算）を雇用しております。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	[第43期] 平成29年3月1日から 平成30年2月28日まで	[第44期] 平成30年3月1日から 平成31年2月28日まで	[第45期] 平成31年3月1日から 令和2年2月29日まで	[第46期] 令和2年3月1日から 令和3年2月28日まで
売上高	143,610百万円	144,975百万円	142,936百万円	182,219百万円
経常利益	1,532百万円	1,622百万円	671百万円	3,290百万円
当期純利益	251百万円	△746百万円	△1,036百万円	963百万円
1株当たり当期純利益	125円88銭	△373円34銭	△518円48銭	120円41銭
総資産	47,660百万円	47,009百万円	47,133百万円	67,998百万円
純資産	27,645百万円	26,813百万円	25,757百万円	43,700百万円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社セブン&アイ・ホールディングスであり、当社の議決権を100.0%保有しております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 組織再編行為

当社は、令和2年6月1日を効力発生日として、株式会社イトーヨーカ堂との間で、当社を吸収分割承継会社、株式会社イトーヨーカ堂を吸収分割会社として、株式会社イトーヨーカ堂の販売事業部の食品館・プライズゾーンに属する事業を当社に承継させる吸収分割を実施しました。当社は、令和2年6月1日を効力発生日として、株式会社フォーキャストとの間で、当社を吸収合併存続会社、株式会社フォーキャストを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しました。

(8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、持ち直しの動きが期待されるものの、個人消費におきましては、依然として先行き不透明な状態が想定されます。

当社は「生鮮・惣菜を主役とする“暮らし提案型”のお客様満足を目指すSM」をコンセプトとし、『お客様が求める価値を、自ら作り提供する「製造小売業」への転換』を実現させるため、経営改革を進めてまいります。

経営改革の2つの柱は「現場力改革」「MD改革」であり、基本4原則の徹底、お客様満足と従業員満足を両立させる取り組みである「ニューオペレーション」の深化、バックオフィス改革、階層別教育等を通じて「現場力改革」を進めるとともに、基本商品・コア商品の磨き込み、グループ共通インフラ活用およびグループMDによる商品の差別化を図ることで「MD改革」を促進させてまいります。

また、両改革を進める上で、最大限<人の力>が発揮できる仕組み・職場環境・ルール作りが不可欠であり、「DX戦略」（デジタルを活用し、新しい顧客体験価値創造、業務の効率化とセキュリティ向上）、「ダイバーシティ推進」（働き方の多様性、多様な人材の育成と積極的な登用）を本事業年度にプロジェクト化することで、実現させてまいります。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況（令和3年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	当社における担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	大竹 正人	(執行役員社長)
取 締 役	松塚 幹夫	(専務執行役員営業サポート本部長)
取 締 役	金子 裕司	(専務執行役員兼首都圏戦略室長)
取 締 役	小松 好則	(常務執行役員営業本部長兼販売事業部長)
取 締 役	川井 孝志	(執行役員生鮮事業部長)
取 締 役	田窪 宏行	(執行役員営業サポート本部副部長兼開発室長)
取 締 役	内山 丈久	(執行役員営業企画室長)
取 締 役	石橋 誠一郎	(㈩セブン&アイ・ホールディングス常務執行役員)
監 査 役	金竹 正江	
監 査 役	谷口 義武	(㈩セブン&アイ・ホールディングス監査役・㈩セブン・イレブン・ジャパン監査役)

- (注記) 1. 監査役幅野則幸氏は、令和2年5月20日をもって当社監査役を辞任いたしました。  
 2. 監査役金竹正江氏は、令和2年11月6日をもって株式会社セブン&アイ出版の代表取締役を退任いたしました。

### (2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

	報酬（賞与含む）		摘要
	支給人員	支給額	
取締役	7名	114,820千円	
監査役	1	13,950	
合計	7	128,770	

- (注) 1. 株主総会の決議による役員報酬限度額（使用人兼務役員の使用人給与総額は含まない）は、取締役年額250百万円以内（令和2年5月定時株主総会）、監査役年額30百万円以内（令和2年5月定時株主総会）であります。  
 2. 使用人兼務役員の使用人給与相当額（賞与含む）は46,584千円であり上記支払額には含まれておりません。

## 3. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000 株  
 (2) 発行済株式の総数 10,000,000 株  
 (3) 株主数 1名  
 (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	10,000,000株	100.0%	—	—

- (5) 新株予約権の状況  
 該当事項はありません。

## 4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称  
 有限責任あずさ監査法人  
 (2) 責任限定契約の内容の概要  
 該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、次のとおり取締役会において決議し、また当該体制を運用しております。

### 〔決議の内容〕

- (1) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ①当社およびセブン&アイ・グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「HD」といいます。）のCSR統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、内部通報制度の運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。
  - ②当社およびセブン&アイ・グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。
  - ③業務執行部門から独立した当社またはHDの内部監査部門が、当社およびセブン&アイ・グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。
  - ④当社およびセブン&アイ・グループ各社の監査役は、自社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ①当社およびセブン&アイ・グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理します。
  - ②当社およびセブン&アイ・グループ各社は、業務情報の管理を統括し、情報管理に関する企画、立案および推進を統括する者として、各社に情報管理統括責任者を置くとともに、HDの情報管理統括責任者が、同社の情報管理委員会を中核としてグループ全体の業務情報管理を統括するものとし、重要な情報の網羅的な収集開示部門による適時・正確な情報開示の実効性を高め、営業秘密・個人情報等重要情報の安全な管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うものとし、当社はこれらについて適切に協働します。また、情報管理の実施状況等については、定期的に取締役会および監査役に報告を行います。
  - ③当社およびセブン&アイ・グループ各社の取締役および使用人は、セブン&アイ・グループ各社に係る重要な事項が生じたときは、HDの情報管理統括責任者に報告するものとし、
- (3) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①当社およびセブン&アイ・グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、HDのリスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。
  - ②リスクの管理状況について、定期的に取締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
  - ③事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社およびセブン&アイ・グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

- (4) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社およびセブン&アイ・グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員が決裁権限の内容、ならびに各業務に關与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。
- ②HDの取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社およびセブン&アイ・グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、HDの取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行い、当社はこれらについて適切に協働します。
- ③当社の取締役会は、原則（月1回）定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。なお、取締役会の具体的な運営については、当社定款および取締役会規則等に従います。
- (5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の財務報告の適正性を確保するための体制
- ①当社およびセブン&アイ・グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。
- ②業務執行部門から独立したHDの内部監査部門が、当社およびセブン&アイ・グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行い、当社はこれらについて適切に協働します。
- ③財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。
- (6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めたときはこれに応じます。
- (7) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および指示の実効性確保に関する事項  
監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議したうえ実施するものとします。
- (8) 監査役への報告に関する体制
- ①当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制  
当社の取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社監査役に報告するものとします。
- ②当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社およびHDの監査役に報告をするための体制  
HDの子会社の取締役、監査役および使用人は、セブン&アイ・グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、セブン&アイ・グループ各社における不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社およびHDの監査役に報告するものとします。
- ③内部通報制度を通じた当社およびHDの監査役への報告体制  
HDの取締役および使用人ならびにHDの子会社各社の取締役、監査役および使用人は、HDおよびHDの子会社各社の業務に關し、法令・社会的規範・社内規程等に違反する行為を発見したときは、HDの定める内部通報制度を利用することができ、内部通報制度の運営事務局は、社内規程に従い、その通報内容および運用状況をHDの監査役に報告するものとします。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社およびセブン&アイ・グループ各社は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないよう、社内規程に定めを置く等により適切に対処します。

- (10) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役の職務の執行について生ずる費用は当社が負担します。
- (11) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
①当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。  
②当社の監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができるものとします。  
③HDの監査役およびHDの子会社各社の監査役は定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。  
④当社の監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は当社が負担するものとします。

〔運用状況の概要〕

- (1) 当社における企業統治の状況  
当社の取締役会は、8名の取締役で構成されています。変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行ができるように執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略の立案と業務執行を監督し、取締役兼務者を含む15名の執行役員は業務を執行しています。当社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定め、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実施しております。当社取締役会は、当事業年度に19回開催され、当社における重点経営目標および予算配分等を定め、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性の点検、見直しを含め、経営の重要課題に取り組みました。  
2名の監査役は、監査役制度を軸に経営をモニタリングしています。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席することに加え、代表取締役との意見交換や、定期的に取締役から業務執行状況を聴取し、監査計画に基づき、当社における業務・財産の状況調査を実施しています。
- (2) 内部監査部門における取組み  
当社の内部監査機能の充実、強化を図るため、独立した内部監査部門として、監査室を設置し、「業務監査」を行っています。「業務監査」は、コンプライアンス体制の整備・運用状況を含め、内部監査機能の業務にあたっています。HDの監査室に設置されている「内部統制評価担当」は、当社の財務報告に係る内部統制の評価を実施しています。
- (3) 監査役監査、内部監査部門、および会計監査の相互連携等  
当社は、監査の質的向上を図るため、監査役、監査法人、監査室および当社の親会社であるHDの監査室と、定期的にミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。当該ミーティングでは、監査役は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状況、HDの監査室から財務報告にかかる内部統制の状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めており、また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、監査役および監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。  
また、監査役と監査室とは、定期的にミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。  
なお、監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査することにより、監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。  
監査役、監査室および監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

#### (4) 各種委員会における取組み

当社は、代表取締役のもとに「内部統制委員会」を設置しております。「内部統制委員会」は、当社のCSR・CSV・SDGs活動を推進する【CSR統括部会】と、【リスクマネジメント部会】【情報管理部会】を下部組織として実行部隊の各種部会を設置し、【CSR統括部会】は「コンプライアンス部会」「企業行動部会」「サプライチェーン部会」「環境部会」「社会価値創造部会」「ヘルプライン」を設置しております。各部会はHDの各種委員会と連携しながらグループの方針に準拠し、その浸透と実行を管理・監督することでコーポレートガバナンスの強化を図っております。

##### 【CSR統括部会】

当社におけるCSR・CSV・SDGs活動を推進させ、ステークホルダーの様々な不満を解消し、本業を通じてお取引先、地域社会と共に社会的課題を解決する取組みを実施しております。

##### ・コンプライアンス部会

すべての事業活動に法令及び社会規範の遵守を優先させて健全なガバナンスを機能させるとともに、関連諸法規に関する情報や取組み事例を共有し、法令遵守・公正な取引の徹底を図ります。

##### ・企業行動部会

社是・企業行動規範の周知・徹底を図るとともに、従業員エンゲージメント調査や女性や障がい者など多様な人材の活躍推進を通して、働きがいを感じられる活力ある企業風土づくりを図ります。

##### ・サプライチェーン部会

商品の品質向上および安全性の確保、また「セブン&アイ・グループお取引先サステナブル行動指針」運用によるサプライチェーンリスクの回避を図ります。

##### ・環境部会

「GREEN CHALLENGE 2050」に基づき、地球環境の保全に向けて持続可能な社会の実現に貢献し、商品やサービスの提供から廃棄に至るサプライチェーンで環境負荷の低減を図ります。

##### ・社会価値創造部会

社会課題の解決と企業の競争力向上を両立させ、社会と企業の双方の共通価値を生み出し、外部との連携を視野に入れた取組みを図ります。

##### ・ヘルプライン

従業員の違反行為について、未然防止・早期発見・再発防止を図ります。

##### 【リスクマネジメント部会】

企業活動におけるリスクとその対応策の共有化を図り、将来起こりうるリスクにも対応できるよう、リスク管理体制の確認・見直しを実施します。

##### 【情報管理部会】

当社が取り扱う情報について、管理体制や運用におけるリスクとその対応策を確認し、情報管理体制を強化する取組みを実施します。

以上

(注1) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、百分率は小数第2位を、また1. (5) 「直近3事業年度の財産及び損益の状況」の1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入しております。

(注2) 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。



## 事業報告に係る附属明細書

自 令和2年3月 1日  
至 令和3年2月28日

該当事項はありません。

## 監査報告書

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、親会社の監査役、その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び店舗等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている内部統制システム(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。


### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年4月21日

株式会社ヨーク

監査役

金竹正之 

監査役

谷口義武 

独立監査人の監査報告書

2021年4月14日

株式会社ヨーク  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

芦川



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨークの2020年3月1日から2021年2月28日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上